令和5年度公共用水域水質測定計画の変更点

※下線は環境基準点

1 群馬県

- ①ローリング調査対象河川(一部調査項目)の変更。
- ②碓氷川上流 (<u>中瀬橋</u>)、桐生川上流 (<u>観音橋</u>) で、 トリハロメタン生成能の測定回数を年 1 → 0 回に変更 (隔年実施)。

2 利根川上流河川事務所

- ①利根川中流(<u>坂東大橋</u>)で、鉛の測定回数を年 12 回→2 回に変更。 砒素の測定回数を年 6 → 2 回に変更。アンモニア性窒素の測定回数を年 2 →12 回に変更。
- ②利根川中流(上武大橋)、利根川中流(\underline{N} の測定回数を年 $6 \rightarrow 1$ 回に変更。 アンモニア性窒素の測定回数を年 $1 \rightarrow 12$ 回に変更。
- ③利根川中流(<u>利根大堰</u>)で、鉛の測定回数を年 $12 \rightarrow 2$ 回に変更。 フェニトロチオンの測定回数を年 $0 \rightarrow 1$ 回に変更。 E PNの測定回数を年 $1 \rightarrow 0$ 回に変更。

3 渡良瀬川河川事務所

①渡良瀬川上流・渡良瀬川 1 (<u>赤岩用水取水口</u>)、渡良瀬川 2 (<u>葉鹿橋</u>)、渡良瀬川 3 (<u>渡良瀬大橋</u>) で、銅の測定回数を年 12→2 回に変更。

4 利根川ダム統合管理事務所

①利根川上流(3)(<u>岩本</u>) で、pH、DO、BOD、SSの測定回数を年 $24\rightarrow 12$ 回に変更。 全亜鉛の測定回数を年 $6\rightarrow 4$ 回に変更。

銅、溶解性鉄、溶解性マンガンの測定回数を年2→1回に変更。

塩素イオン、陰イオン界面活性剤の測定回数を年6→2回に変更。

- ②利根川上流(3)(<u>群馬大橋</u>)で、pH、DO、BOD、SSの測定回数を年24→12回に変更。 砒素、硝酸性窒素、亜硝酸性窒素、フェノール類、銅、溶解性鉄、溶解性マンガン、クロム、塩素イオン、陰イオン界面活性剤の測定回数を年6→2回に変更。総硬度の測定回数を年12→4回に変更。
- ③藤原ダム貯水池(藤原湖)(<u>湖心</u>)、相俣ダム貯水池(赤谷湖)(<u>湖心</u>)、薗原ダム貯水池(薗原湖) (湖心)で、DOの測定回数を年 36→24 回に変更。大腸菌群数の測定回数を年 0→4 回に変更。

5 高崎河川国道事務所

- ①鳥川下流(高松)で、砒素の測定回数を年6→1回に変更。
- ②烏川下流(柳瀬橋(岩鼻))で、ふっ素の測定回数を年2→1回に変更。

6 水資源機構草木ダム管理所

①渡良瀬川上流(<u>東発電所放水口(小平取水口)</u>)で、 pH、SS、全亜鉛、カドミウム、鉛、砒素、銅の測定回数を年 21→5 回に変更。

7 前橋市

- ①広瀬川 (新貝橋) の廃止。
- ②佐久間川 (満開橋) の廃止。

8 渋川市

①ローリング調査対象河川(一部調査項目)の変更。

9 甘楽町

①雄川(<u>雄川堰取水口)</u>、雄川(<u>金山橋</u>)、庭谷川(<u>柳田橋</u>)、天引川(<u>二丈橋</u>)、白倉川(<u>上引田(吉田</u> 造園裏))を追加し、pH、DO、BOD、SS、大腸菌数を年4回測定。

10 中之条町

①胡桃沢川(<u>胡桃沢中間部(近藤児童公園側)</u>)、胡桃沢川(<u>胡桃沢川吾妻川合流地点</u>)、桃瀬川(<u>桃瀬</u>川柳内一号橋下)を追加し、pH、BOD、SS、大腸菌数、全窒素、全燐を年4回測定。

11 板倉町

①板倉川 (<u>稲良橋</u>)、板倉川 (<u>昭和橋</u>) で、 全窒素、全燐、全亜鉛の測定回数を年 0→4回に変更。

12 大泉町

①休泊川(<u>太田市境界</u>)、休泊川(<u>利根川出口</u>)を追加し、pH、DO、BOD、SSを年4回測定。大腸菌数、全窒素、全燐を年1回測定。

13 水資源機構沼田総合管理所・水資源機構下久保ダム管理所・高崎市・桐生市・伊勢崎市・太田市・館林市・藤岡市・富岡市・安中市

①令和4年度計画から変更なし。